

1月14日から2月7日までの間、新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づく緊急事態宣言が発出されました。住吉区民センターでは期間中、下記のように利用ルールを変更します。ご利用を検討されている方は、住吉区民センターまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

***緊急事態宣言が3月7日まで延長になりました。下記をご確認ください(2月5日追記)**

2021年1月17日(日)～2021年2月7日(日)まで

住吉区民センターの利用可能時間は20時までとなります。

また、全ての会場で内容にかかわらず定員は収容可能人数の50%までとします。

外出区自粛要請に応じて頂く形で、利用キャンセルされる場合は、

お支払いいただいた施設使用料は全額還付可能です。取消申請書の提出をお願いします。

2021年2月8日(月)～2021年3月7日(日)まで

住吉区民センターの利用可能時間は20時までとなります。

また、全ての会場で内容にかかわらず定員は収容可能人数の50%までとします。

外出区自粛要請に応じて頂く形で、利用キャンセルされる場合は、

お支払いいただいた施設使用料は全額還付可能です。取消申請書の提出をお願いします。

***緊急事態宣言が前倒しで解除された場合、利用可能時間及び定員は宣言発出以前のものに戻ります。**

解除日以降の外出自粛要請に応じての利用キャンセルのお申し出は、全額還付の対象にはなりません。

<利用される方へ：利用時間が午前・午後のみの場合>

利用時間は変更なく利用いただけます。定員は収容人数の50%までです。

<利用される方へ：利用時間の中に夜間区分が含まれる場合>

*夜間区分を全てキャンセルの場合

お支払い済みの施設使用料から下記を差し引いて還付します。

例) 全日→夜間をキャンセルして午前午後にする場合

全日料金－午前・午後料金＝還付額

午後・夜間→夜間をキャンセルして午後のみ利用にする場合

午後・夜間料金－午後利用金＝還付額

<利用される方へ：夜間のみご利用の場合>

*キャンセルされた場合は全額還付します。

*利用される場合は、20時までとなり還付は従来の半額免除のみ対象となります。

還付に関して

ただいま大変多くの還付を受け付けており、実際の還付までにお時間を頂くことがあります。また、感染症予防の観点から窓口混雑を避けるため、還付は事前に日時をお約束させていただいております。個別にご連絡を差し上げますので、還付まではしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。